

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している皆様へ

水質汚濁防止法に基づく届出をお忘れなく!

静岡県西部健康福祉センター 衛生環境部環境課



1 はじめに

河川、湖沼、海域などの水質環境保全を目的として、水質汚濁防止法という法律があります。この法律により、特定施設(大型の浄化槽など)を設置している事業者は、①所定の届出をすること、②排出水の水質検査をすること、などが義務付けられております。

2 遵守事項

①表のとおり、所定の届出義務があります。

※届出書の様式は静岡県のホームページからダウンロードできます。

※届出書は同じものを**3部作成**し、届出者(法人の場合は代表者)の印を押してください。

※届出書の**提出先は事業場が立地している市役所または町役場の環境担当課**です。

	Q. どのような時に届出が必要か?	Q. いつまでに届出が必要か?
設置届出	(1) 特定施設を新しく設置しようとする時	工事に着手する 61 日前までに届出
変更届出	(2) 特定施設の内容に変更を加えようとする時 ⇒例えば ・特定施設の増設や更新(施設の修理は除く) ・排水処理施設の設置や改造 ・操業状況の変動による排水量や水質の変更	工事に着手する 61 日前までに届出
氏名等 変更届出	(3) 氏名や名称を変更した時 ⇒例えば ・届出者(法人)の氏名(名称)の変更 ・届出者(法人)の住所(本社所在地)の変更 ・事業所の名称や所在地の変更 ・届出者(社長など)の交代	変更後 30 日以内に届出
廃止届出	(4) 特定施設を廃止した時	廃止後 30 日以内に届出
承継届出	(5) 特定施設を譲り受け又は借り受けた時 ⇒例えば ・相続や買収した時 ・届出者が個人から法人になった時(またはその逆)	承継後 30 日以内に届出

※提出期限を過ぎている場合は、西部健康福祉センター
電話(0538)37-2250 までお問い合わせください。

②排出水の水質検査をする義務があります。

※**1年に1回以上の排出水の水質検査が必要**です。(検査項目は事業所ごとに異なります。)

※水質検査の結果を**3年間保存**してください。

3 問い合わせ先

静岡県西部健康福祉センター 衛生環境部 環境課 ☎(0538)37-2250 fax(0538)37-2603

届出書様式の
ダウンロード方法



- 1 静岡県のホームページを開く
- 2 ホームページ左下にある電子行政サービス
の中の申請書ダウンロードを開く
- 3 暮らし・環境部を開く
- 4 環境局生活環境課を開く
- 5 目的の届出書様式をダウンロードしてください

☆届出書提出前の最終チェック☆

- 届出書を3部作成しましたか?
- 3部すべてに押印しましたか?
- 届出は期限内ですか?
- 届出書の提出窓口をご存知ですか?